

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調達件名	令和6年度 就労ボランティア体験事業委託業務
発注課	保健福祉局総務部保護課
選定事業者	労働者協同組合 ワークスコープ・センター事業団
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号  <b>【具体的事由】</b>                  本事業は、生活習慣や人との関わり方及び就労への意欲等に複合的な課題を抱えており、長期的な支援が必要な者に対し、就労体験やボランティア体験又は状態に応じた様々なセミナー等を提供することにより、就労の前段階としての準備ができるよう支援することを目的とした事業である。                  上記の事業内容を踏まえると、本事業の委託先については、支援の質や積み上げてきた信頼関係の継続とともに、従事者の育成と確保ができる事業者でなければならない。                  本事業は、コロナ禍において参加者が低迷し、ボランティア体験の受入れも困難な状況が続いていたが、令和5年5月のコロナ感染症の5類化後は、協力事業所の受入態勢が徐々に整い、利用者及び協力事業所との関係が回復してきたばかりであり、このタイミングでの事業者の変更は、再開した支援の中断や協力事業所の減少を招き、事業の円滑な実施に支障をきたす恐れがある。                  また、標記事業者は、平成31年度から令和5年度まで本事業を受託し、現在までに500人を超える生活保護受給者と生活困窮者の支援を行い、複合的な課題を抱える参加者の支援に関する専門的な技術及びノウハウを有している。さらには、専門資格を有する人材が配置され、厚生労働省主催の人材育成研修にも定期的に参加する等、これまで本事業を担う従事者の育成を行ってきた実績を有している。                  このほか、新たな協力事業所を開拓するための開拓員1人を配置するが、効率的・効果的に事業所開拓を行うためには、本業務の受託を通じて培った関係団体等との連携・協力が不可欠である。                  したがって、本事業の目的を達成するための条件を満たすのは標記事業者のみと判断し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約とする。</p>	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（予定価格100万円超の場合に記入）